

鳥取県県土整備部公共事業に係る分離・分割発注方針

1. 分離・分割発注の視点

- (1) 専門工事の分割………特殊工事の専門性
- (2) 効率性・経済性………良質で低コストな目的物
- (3) 地元業者の育成………高度な建設技術の移転

2. 分離・分割発注の処理方針

(1) 分割発注の工事の取扱い

分割発注は、以下の場合に行うものとする。

ア 早期供用(工期短縮)が図れる等により整備条件がよくなる場合。

イ 用地取得状況等によって施工時期が異なる場合。

ウ 現場条件に即した効率的な施工が可能となる場合。

例) 施工場所が離れている。現地地盤が変わる場所。ブロックヤードの確保 等

エ その他特別な理由がある場合。

例) 海中に据え付けるコンクリートブロックの製作において、製作と同一年度内に当該ブロックの据付の完了が見込めない場合 等

(2) 分離発注の工事の取扱い

分離発注は、原則として以下の場合に行うものとする。ただし、発注機関が工事の内容や適期施工等のため、やむを得ないと認めたときはこの限りでない。

ア 土木工事については、次の表の左欄に掲げる工種に応じ右欄に掲げる請負対象設計金額以上となる場合、分離発注を行うものとする。

工種		請負対象設計金額
法面植生工		5,000 千円
法面保護工		10,000 千円
アンカー工	グラウンドアンカー工	10,000 千円
	鉄筋挿入工 *注1	5,000 千円
交通安全施設 *注2		4,000 千円
区画線工		1,000 千円
アスファルト(舗装工) *注3		5,000 千円
造園工事		1,000 千円
塗装一般(鋼構造物塗装工)		1,000 千円

(注1) 「鉄筋挿入工」は、ロータリーパーカッション掘削機又はドリフタ及びガイドセルのいずれか、及びグラウトミキサ並びにグラウトポンプを使用して行うものに限る。

(注2) 「交通安全施設」は、大型標識工を含むものに限る。

(注3) 「舗装工」は、以下の場合をいう。

- ・ 上層路盤+基層+表層
- ・ 基層+表層
- ・ 表層

イ 建築工事については、次の表の左欄に掲げる工種に応じ右欄に掲げる請負対象設計金額以上となる場合、分離発注を行うものとする。

工種	請負対象設計金額
電気工事	3,000 千円
管工事	3,000 千円
機械器具設置工事（エレベータ設備工）	1,000 千円
造園工事	1,000 千円
畳工	1,000 千円

(3) 特殊工事の取扱い

県内業者では施工できない特殊工事については、次の方針により発注するものとする。

- ア 特殊工事部分が主たる工事でなく全体工事に占める割合が低い場合は、下請けの施工管理能力のある地元業者に発注。
- イ 特殊工事部分の全体工事に占める割合が大きい場合は、県内・外のJV発注。
- ウ 特殊工事部分が分離できるものについては、特殊工事部分は県外、それ以外は地元業者に分離発注。

適 用

この分割発注方針は、平成15年9月29日以降に起工決裁(施行日以前に承認された工事の変更を含む。)を行う工事から適用する。

適 用

この分割発注方針は、平成20年3月28日以降に起工決裁(施行日以前に承認された工事の変更を含む。)を行う工事から適用する。

適 用

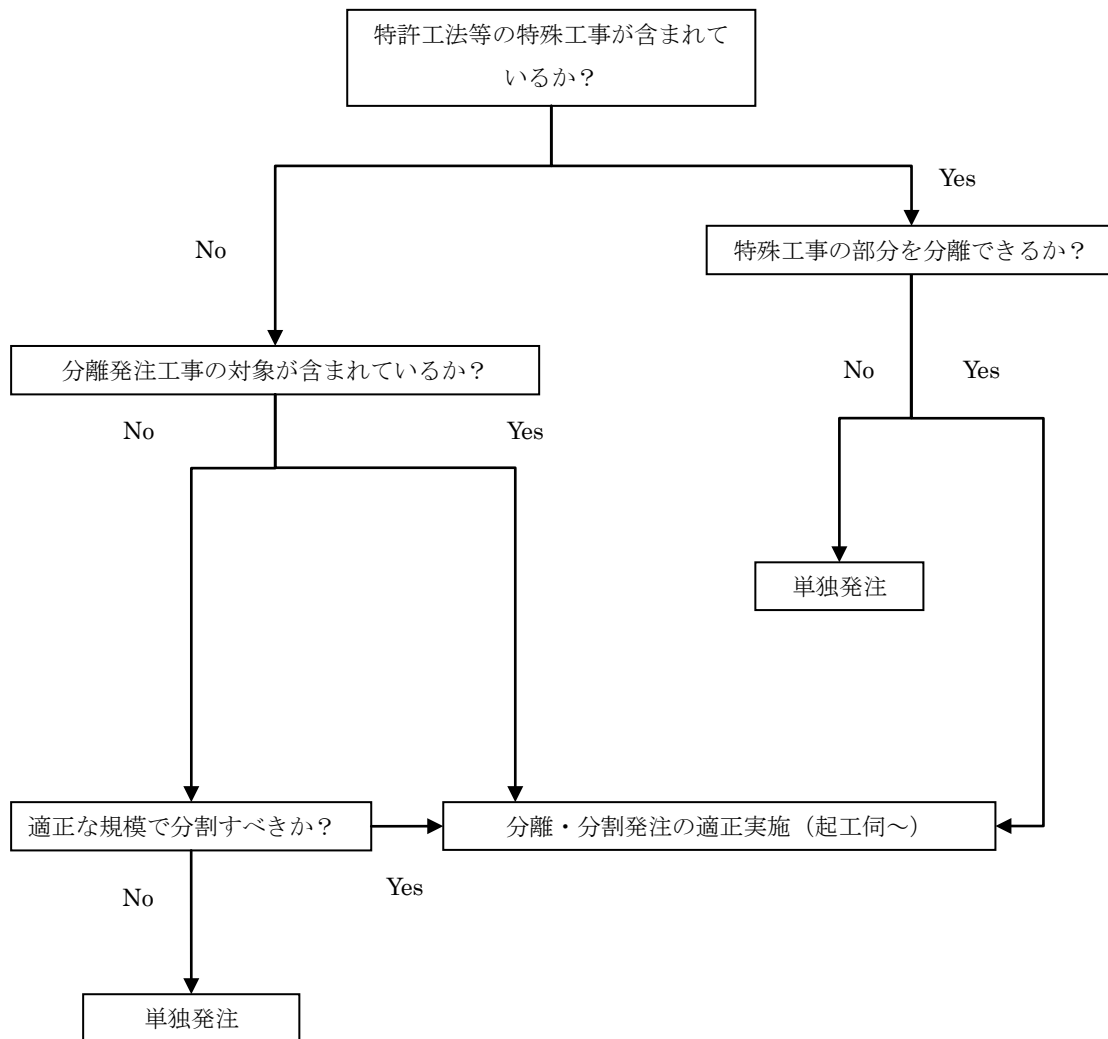
この分割発注方針は、平成20年7月7日以降に起工決裁(施行日以前に承認された工事の変更を含む。)を行う工事から適用する。

適 用

この分割発注方針は、平成27年8月20日以降に起工決裁を行う工事から適用する。

(参考)

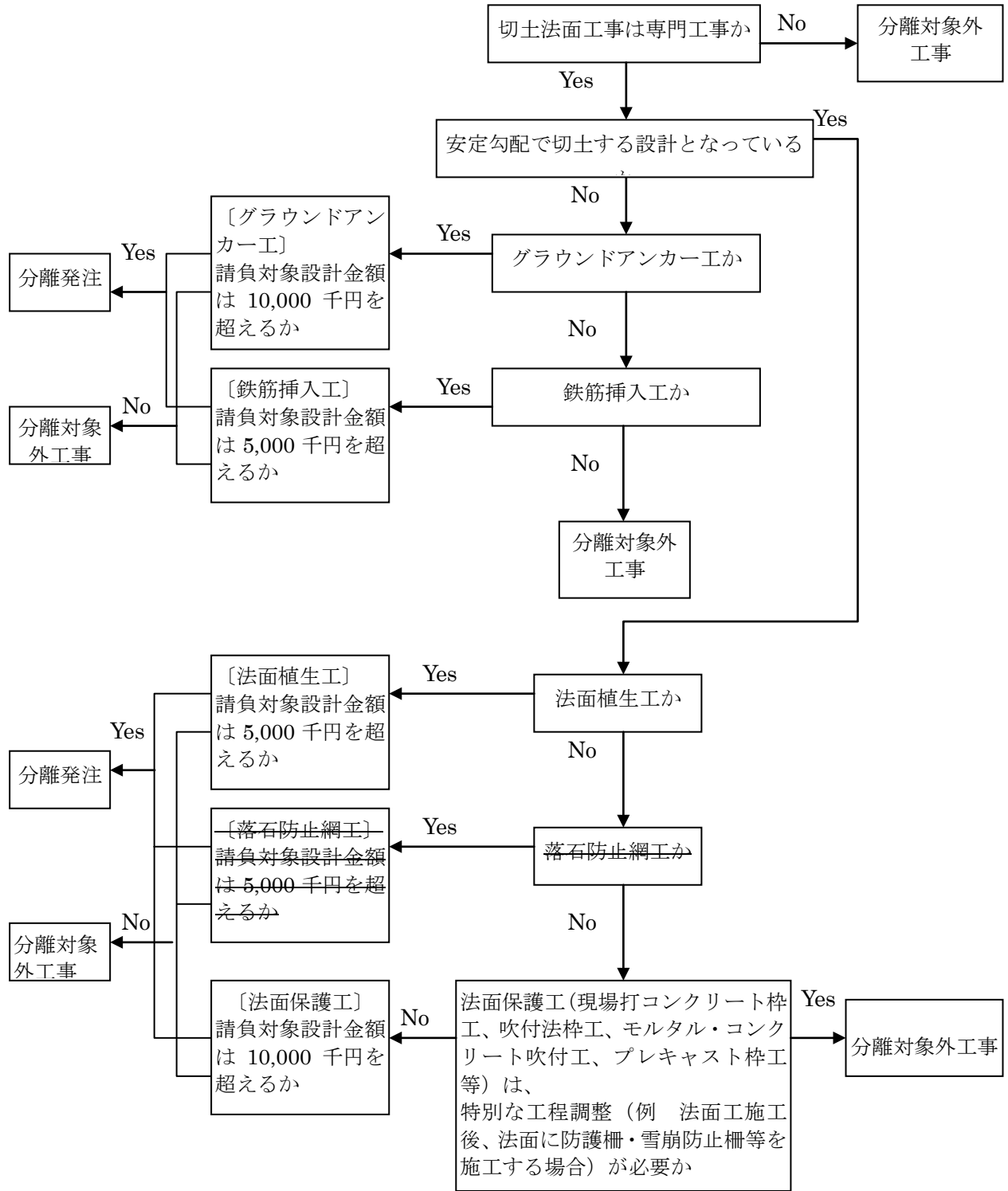
分割発注の事務処理フロー



請負工事について、元請け業者がその全部又は主たる部分の下請け工事の施工に「実質的に関与」していなければ、一括下請負に該当するので注意すること。

- * 「実質的に関与」とは元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導を行うことである。
 - ・ 施工計画の総合的な企画
 - ・ 工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理
 - ・ 工事目的物・工事仮設物・工事用資材等の品質管理
 - ・ 下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導・監督 等を行うことである。

(参考2：法面工事の分離フロー)



<法面工事の分類及び工事>

工事種別	一般土木工事	専門工事		
分類	法面工	法面安定工	法面保護工	法面植生工
法面勾配	安定勾配を確保できる	安定勾配を確保できる	安定勾配を確保できる	安定勾配を確保できる
目的	湧水・浸食等防止対策	法面安定対策	風化・浸食等防止対策	法面緑化対策
工種	擁壁工 土のう工 ふとん籠工 じゃかご工 ブロック積工 井桁工 等	アンカー工 補強土工 くい工	現場打コンクリート 砕工 吹付法砕工 モルタル・コンクリート 吹付工 プレキャスト法砕工 落石防止網工	客土吹付工 厚層基材吹付工 植生工（ネット張を含む）

橋梁補修工事に係るコンクリート構造物修繕工事（土木一般）と鋼構造物塗装工事（塗装一般）において足場の共用が必要な場合の分離発注方法

鋼構造物塗装工事については、できるだけ単独での分離発注に努めることとするが、コンクリート構造物修繕工事と足場の共用が必要な場合は、それぞれの請負対象設計金額に応じて、次の表を参考に発注方法を選定すること。

発注方法の選定にあたっては、足場の共用が各工事に大きく影響するかどうかを十分勘案して行うこと。

塗装工事 土木工事		請負対象設計金額（足場を除く）		
		1 百万円未満	1 百万円以上 1 千万未満	1 千万円以上
請負対象設計金額 （足場を除く）	1 千万円未満	コンクリート構造物修繕と鋼構造物塗装を土木一般で一括発注	コンクリート構造物修繕（土木一般）と鋼構造物塗装（塗装一般）をそれぞれ単独で分離発注 ※1、※2	
	1 千万円以上		コンクリート構造物修繕（土木一般）＋鋼構造物塗装（塗装一般）※3	コンクリート構造物修繕（土木一般）＋鋼構造物塗装（塗装一般（単独又はJV））の乙型JVで分離発注 ※3

※1 請負対象設計金額の大きい工種において、請負対象設計金額の小さい工種に必要な足場費用も一括計上する。その場合は、現場説明書（特記事項）に足場の共用について条件明示する。

※2 請負対象設計金額の大きい工種（足場費用を計上する工種）を先行して発注する。

※3 JVの代表者は、足場を除いた各工種の請負対象設計金額の大きい方とする。

足場の共用期間が僅かであるなど各工事に与える影響が少ない場合は、それぞれ単独で分離発注を行うこと。

【記載例】

コンクリート構造物修繕（土木一般）と鋼構造物塗装（塗装一般）をそれぞれ単独で分離発注する場合の条件明示について

（請負対象設計金額の大きい工種）

仮設備	<ul style="list-style-type: none"> 本工事で設置した足場は〇〇〇工事においても使用するので、工程調整、安全管理等相互の連絡調整を密にすること。 足場の供用月数は、本工事で△月、〇〇〇工事で○月の合計□□月を見込んでおり、費用は本工事で計上している。 足場以外の工事の施工順序は、本工事を先行する計画とする。
-----	---

（請負対象設計金額の小さい工種）

仮設備	<ul style="list-style-type: none"> △△△工事で設置した足場を本工事においても使用するので、工程調整、安全管理等相互の連絡調整を密にすること。 足場の供用月数は、本工事で○月、△△△工事で△月の合計□□月を見込んでおり、費用は△△△工事で計上している。 足場以外の工事の施工順序は、△△△工事を先行する計画とする。
-----	---